

資料2

甲賀市子ども・子育て応援団会議公開要領

(趣旨)

第1条 この要領は、甲賀市子ども・子育て応援団会議条例（平成25年甲賀市条例第34号）に基づき設置する甲賀市子ども・子育て応援団会議（以下「会議」という。）の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の開催)

第2条 会議を開催するときは、甲賀市ホームページの掲載等の方法により、開催の日時、場所その他の事項について、その周知を図るものとする。

(会議の公開等)

第3条 会議は、原則公開とする。ただし、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。

2 会議を公開しない場合は、その理由を明らかにするものとする。

(公開の方法)

第4条 会議の公開は、会議の傍聴及び議事録（資料を含む。）の公表の方法により行うものとする。

(傍聬人の定員)

第5条 傍聬人の定員は10人とする。ただし、会議の傍聬を希望する者の数が当該会議を開催する会場における適正な人員の数を超えるときは、傍聬人の数を制限することができる。

(傍聴の手続き)

第6条 会議を傍聬しようとする者は、会議当日に所定の場所で氏名、住所及び年齢を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

(傍聴できない者)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴できない。

- (1) 会議の出席者に迷惑を及ぼすおそれのある物を所持している者
- (2) 議事の進行を妨げるおそれのある物を所持している者
- (3) その他、議事の進行を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

2 会長は、必要があると認めたときは、傍聴人に対して、前項第1号及び第2号に規定する物品等を所持しているか否かを係員に質問させることができる。

資料2

3 会長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を拒み、又は退場させることができる。

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

(1) 会議における意見に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 私語を慎み、みだりに席を離れること。

(3) 会議の秩序を乱し、又は議事の進行の妨害になるような行為をしないこと。

(撮影又は録音の禁止)

第9条 傍聴人は、写真、録画等の撮影をし、又は録音をしてはならない。

(係員の指示)

第10条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

(違反者に対する措置)

第11条 公開に関し、この要領に違反する傍聴人があるときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

付 則

この要領は、平成25年12月1日から施行する。